

# 平成28年度事業計画

社会福祉法人養徳園

児童養護施設 養徳園

# 養徳器成

「徳を養い器成す」これが本園における養育の根本にある理念である。徳とは何か。養徳園の創設者である野沢益治は、子どもにもわかるように「明るく、素直に、温かく」とおっしゃっていた。子ども一人ひとりの権利擁護に努め、明るい心、素直な心、温かい心を育てることで、人格の涵養に努め、ひいては望ましい社会人として社会に送り出していくこと。これが野沢益治が目指したものであった。

## 援助目標

“明るく、素直に、あたたかく”をモットーに、あいさつを大切にし、すべての児童が将来望ましい社会人になるよう援助する。

## 援助の基本方針

- 児童福祉法及び児童憲章、子どもの権利に関する条約の理念を理解し、常に子どもの最善の利益を考慮した援助に努める。
- 家庭崩壊等で精神的ダメージを受けている現状を鑑み、子ども一人一人の共感的理解に努める。
- 本園が子どもの精神的安定の場となるよう、職員と子どもとの関係性を重視し、家庭的養護の推進に努める。
- 子どもとかかわり続ける方針の下、退所後の援助にも心を砕き、子どもの社会的自立を支援する。
- 地域とのかかわりを重視し、地域の養育力を最大限生かした援助に努める。

## 職員に求められること

求められる人間性		
<p>子どもと共に生活することによって、児童の生命を守り人権を擁護する強い決意とともに、『人間の尊厳』を願って、自らも専門職業人として成長して生きていく態度を持ち、ひいてはひとりの人間として人格の陶冶を目指すこと。</p>		
求められる資質		
<p>○子どもの立場に立った物事の考え方ができること。          ○職員のチームワークを前向きに深め、その中で自分の専門性を発揮しようとする事。          ○施設の特色を把握し、その特色を上手く活用し、限られた予算の範囲内で可能な限り子どもにとって最高のサービスができるよう、積極的に努力すること。</p>		
求められる職員像		
経験年数	勤務態度	能力（専門性）
3年目まで	就業規則を遵守し職務に励むとともに、職務分担表にある係分担を先輩職員の助言を求めながら確実に遂行することができる。	児童養護施設の目的及び本園の援助方針を理解して児童への援助を適切に行なうことができる。（児童への接し方に愛情と温かさが感じられるか。）
5年目	職場における自己の役割を理解し、他の職員と協力して責任をもって職務を遂行できるとともに、会議などで自分の意見をはっきりと述べるができる。	児童と信頼関係を築いていくための資質と技能を身につけているとともに、育児、保育、教育、心理、グループワーク、相談援助など児童の援助に関わる分野で、必要最小限の知識を身につけている。（被虐待児など関係形成の難しい児童に対して場に応じた対処ができるか。保護者に対しても指導助言を行なうことができるか。）
10年目	率先して職務を遂行し、かつ、施設全体の職務の遂行状況を把握して若手職員を補助することができるとともに、行事等の企画立案では創造性を発揮することができる。	経験と知識に基づき児童を客観的に理解し適切な支援プランを作成することができるとともに、若手職員へも適切な指導助言を行なうことができる。（ケース会議等では専門的見地から積極的に発言し、各児童の自立支援計画の策定に関与しているか。日常の援助場面で他の職員から相談を受けているか。）
20年目	他の職員の模範となるよう職務を遂行することともに、他の職員への指導助言を適切に行なうことができるなど、他の職員から信頼されている。	育児、保育、教育、心理、グループワーク、相談援助など児童の援助に関わる分野のいずれかで高度の専門的知識技能を有し、それを処遇に生かすとともに、他の職員にも伝えていくことで職場全体のレベルアップに寄与しているか。

## 児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のために

### 【10の基本原則】

1. 入所児童の人格の尊厳を尊重し、子どもの権利擁護と養育に努める（権利擁護）
2. 入所児童の育ちの拠点として、子どもの成長、発達する権利を保障する（成長の保障）
3. 入所児童の一人ひとりの個性を尊重し、子どもの悩みや相談、そして願いや要求に真摯に向き合い、子どもの主体的な意思や自己決定の過程を支援する（主体性の尊重）
4. 入所児童のプライバシーを守り、子どもとの信頼関係を醸成することや、子どもたちの良好な人間関係を築く（信頼関係）
5. 入所児童が安心して、安全・安定した生活の営みを得られるように援助・支援をはかるとともに、施設における生活環境づくりに努める（安定した生活）
6. 入所児童に対する体罰や不適切な関わりは人権侵害であり、いかなる理由があれ、許さない（人権侵害の否定）
7. 児童養護施設の事件、事故については、リスクマネジメントの観点から、その発生予防を第一義とし、事件等の発生時においては、迅速かつ適切に対応する（発生の予防と対応）
8. 児童養護施設においては、常に施設全体での法令遵守と倫理意識の高揚に努めるとともに、職員が倫理観を確立させ、人間的な成長と研鑽に努めるよう働きかけていく（倫理観の確立）
9. 児童養護施設が子どもの権利擁護の拠点であるとの使命と役割を認識し、職員が子ども一人ひとりに適切な援助・支援、対応が行われているか、常に点検と職員間の十分な連携をはかるとともに、職員が援助・支援の方法と技術を習得するよう、働きかけていく（点検と研鑽）
10. 保護者をはじめ、児童相談所など関係機関や専門職、地域住民やボランティアなどと連携協力し、地域社会からも信頼され、地域とともに歩む施設運営に努める（地域社会との連携）

## 【人権の尊重に基づく行動規範】

1. 法人・施設の役員および職員は、子どもに対していかなる理由があっても、体罰や不適切な関わりは一切行わない
2. 法人・施設の役員および職員は、子どもに対して人格を傷つけ、否定するような態度や差別的な言動をとらない
3. 法人・施設の役員および職員は、子どもの人格を尊重した呼称を基本とし、子どもの訴えなどに対して無視、放置や威圧的な態度をとらない
4. 法人・施設の役員および職員は、子どものプライバシーの保護をはかるとともに、個人情報をはじめ漏らしてはならない
5. 法人・施設の役員および職員は、子どもへの当該施設職員等による体罰や不適切な関わり等の事実があった場合は、これを明らかにするとともに、役職員側に非がある場合は真に謝罪する

### 全国児童養護施設協議会 倫理綱領

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国児童養護施設協議会

#### 原則

児童養護施設に携わるすべての役員・職員(以下、『私たち』という。)は、日本国憲法、世界人権宣言、国連・子どもの権利に関する条約、児童憲章、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉施設最低基準にかかげられた理念と定めを遵守します。

すべての子どもを、人種、性別、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、保護者の社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重します。

#### 使命

私たちは、入所してきた子どもたちが、安全に安心した生活を営むことができるよう、子どもの生命と人権を守り、育む責務があります。

私たちは、子どもの意思を尊重しつつ、子どもの成長と発達を育み、自己実現と自立のために継続的な援助を保障する養育をおこない、子どもの最善の利益の実現をめざします。

## 倫理綱領

### 1. 私たちは、子どもの利益を最優先した養育をおこないます

一人ひとりの子どもの最善の利益を優先に考え、24時間365日の生活をとおして、子どもの自己実現と自立のために、専門性をもった養育を展開します。

### 2. 私たちは、子どもの理解と受容、信頼関係を大切にします

自らの思いこみや偏見をなくし、子どもをあるがままに受けとめ、一人ひとりの子どもとその個性を理解し、意見を尊重しながら、子どもとの信頼関係を大切にします。

### 3. 私たちは、子どもの自己決定と主体性の尊重につとめます

子どもが自己の見解を表明し、子ども自身が選択し、意思決定できる機会を保障し、支援します。また、子どもに必要な情報は適切に提供し、説明責任をはたします。

### 4. 私たちは、子どもと家族との関係を大切にした支援をおこないます

関係機関・団体と協働し、家族との関係調整のための支援をおこない、子どもと、子どもにとってかけがえのない家族を、継続してささえます。

### 5. 私たちは、子どものプライバシーの尊重と秘密を保持します

子どもの安全安心な生活を守るために、一人ひとりのプライバシーを尊重し、秘密の保持につとめます。

### 6. 私たちは、子どもへの差別・虐待を許さず、権利侵害の防止につとめます

いかなる理由の差別・虐待・人権侵害も決して許さず、子どもたちの基本的人権と権利を擁護します。

### 7. 私たちは、最良の養育実践を行うために専門性の向上をはかります

自らの人間性を高め、最良の養育実践をおこなうために、常に自己研鑽につとめ、養育と専門性の向上をはかります。

### 8. 私たちは、関係機関や地域と連携し、子どもを育みます

児童相談所や学校、医療機関などの関係機関や、近隣住民・ボランティアなどと連携し、子どもを育みます。

### 9. 私たちは、地域福祉への積極的な参加と協働につとめます

施設のもつ専門知識と技術を活かし、地域社会に協力することで、子育て支援につとめます。

### 10. 私たちは、常に施設環境および運営の改善向上につとめます

子どもの健康および発達のための施設環境をととのえ、施設運営に責任をもち、児童養護施設が高い公共性と専門性を有していることを常に自覚し、社会に対して、施設の説明責任にもとづく情報公開と、健全で公正、かつ活力ある施設運営につとめます。

2010年5月17日 制定

## 法人としての取り組み（中長期的目標）

平成28年4月

### 1 施設養護の充実

次のように家庭的養護の推進、里親委託の推進、併せてアフターケアの充実を目指していく。

	養徳園	氏家養護園
2 5 年 度	定員減 50名→45名 完全ユニット化 小規模グループケア 6か所 (本館4か所、分園2か所) 地域小規模グループケア 2か所  里親支援専門相談員 (24年度配置)  職業指導員の配置	定員 40名 小規模グループケア 2か所 地域小規模児童養護施設 2か所  里親支援専門相談員の配置
2 7 年 度 ま で	定員減 45名→40名 児童家庭支援センターの設置 (27年4月) 分園型小規模グループケア 3か所 (本館3か所、分園3か所) (27年6月)	職業指導員の配置 (27年4月)
2 9 年 度 ま で		完全ユニット化 小規模グループケア 6か所 (本館4か所、分園2か所) (地域小規模1か所を分園に転化)
将 来 的 に	乳児院の新設 ファミリーホームの設置または設置支援	ファミリーホームの設置または設置支援

### 2 児童家庭支援センターの設置

養育不全家庭が増えている。親子分離が図られないまま不適切な養育を受けている子どもが増え続けている。こうしたハイリスク家庭に対して実効性のある養育支援が求められている。地域におけるハイリスク家庭への支援、併せて施設から家庭へ戻った後のフォローを行うために、児童家庭支援センターの設置が求められている。

養徳園では、27年4月に児童家庭支援センターの設立したが、当面は地域の関係機関及び児相との連携のあり方を模索していくことになるだろう。近隣市町の要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）との連携にはもっとも力を入れなければならない。

28年4月からは栃木県より夜間・休日相談体制整備事業を受託することで、相談事業の推進が期待される。

### 3 乳児院の設置

近年、乳児院が飽和状態である。行政からも県北地区に乳児院の設置を望む声がある。定員20名規模の乳児院の設置を目指したい。養徳園本館内に設置する児童家庭支援センターは、最終的には乳児院内に設置することが望ましい。

乳児院設置には課題も多く、今後の検討課題としたい。

### 4 ファミリーホームの設立又はその支援

完全ユニット化のためには、1施設につきファミリーホーム2か所の設立又はその支援が義務付けられている。平成26年1月、養徳園の元職員の石川浩子保育士（養育里親）が養徳園の支援によりファミリーホーム「はなの家」（宇都宮市上戸祭）を設立したが、将来的にはあと3か所のファミリーホームの設立または支援をしていなければならない。

ファミリーホームに意欲のある里親や施設職員の発掘、そして養成に努めていきたい。

### 5 里親養育の支援

里親のためのサロンの開設

ファミリーホーム「はなの家」にて2ヶ月毎にサロンを開設し、委託里親の養育相談及び未委託里親への支援を行う。

養徳園にて毎月里親の日を設け、養育体験の一助とする。

### 6 第三者評価の受審

養徳園が受審予定



## 児童養護施設 養徳園

### 1 児童養護施設養徳園の運営について

#### (1) 全体方針

一昨年制定された子どもの貧困対策法では、その目的に「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、・・・」と明記された。国の社会保障施策では子育て支援に重点が置かれるようになり、その一環として社会的養護にも目が向けられてきている。その結果、職員配置基準の見直しが昨年度より実施された。こうした点を踏まえれば、より一層の支援・援助の充実が求められる。

完全ユニット化して3年が経過し、小規模化に伴うさまざまな課題が明らかになったところでもある。これまで通り「日々の生活のいとなみ」や「職員との関係性」を重視しながらも、子どもの見立てる（アセスメント）力、表出するさまざまな問題への対応力など、職員個々のスキルアップが求められている。研修の充実など職員の育成にもさらに力を入れなければならない。

組織運営については、4つ委員会（給食、環境美化、安全管理、広報）を設け、これまでの成果と課題を踏まえ、職員全体で取り組んでいきたいと思う。支援・援助については、育ちアルバムの作成（生い立ちの整理を含む）及び性的問題への対応を重点課題とし、ケアワーカー相互の共通理解を図りながら年間を通して検討していくことで、支援・援助の底上げを図りたい。

本園では、早くから小規模化・分散化に取り組み、また昨年度から県内で最初の児童家庭支援センターを設置し、さらにこの4月からは電話相談事業を展開するなど、県内外の施設をリードする役割を担いつつある。また、こうした点を踏まえ、社会的養護に携わることへの誇りと自覚をもち、職員一同、子どもの最善の利益を目指して尽力していきたい。

#### (2) 養育・支援について

家庭的養護の推進には、単に養育の形態を家庭的にすればよいというのではない。日々の生活の営みを通して子どもと職員との信頼関係を構築していくことが大切である。真に「家庭的」とはどのようなことなのかを模索しながらケアにあたっていきたい。

子どもの養育に携わる施設職員には日々、専門職として研鑽を積んでいくことが必要であるのはいうまでもなく、同時に、職員個々が巧みに連携しあいチームとして機能していくとともに、職種に関係なく全職員が一体となって子どもの問題に対応していく体制をつくっていかなければならない。

以上のこと、さらにこれまでの実践を踏まえて、28年度は次のような点を重点目標とした。

#### ア（年間テーマ）生い立ちの整理と育ちアルバムの実践

生い立ちの整理は、出生から今日までつながりのある人生であることを確認することである。これはこれから子どもの人生を確固なるものするために欠かせない作業である。そして育ちアルバムの作成は、職員と子どもがその子の人生と一緒に向き合っていくために必要なプロセスである。昨年度から年間テーマとして重点的に取り組んできたが継続したい。

#### イ 性的問題への対応

危機管理マニュアルに基づき施設内に起こり得る性的な問題の対応について職員個々が問題意識をもって研鑽するとともに職員間で共通理解を図る。

#### ウ 被虐待児への治療的アプローチ

環境療法的アプローチを積極的に取り入れ、子どもが安心して暮らせる場を保障するとともに、個別のカウンセリング及び必要に応じて児相等のセラピーを利用し、被虐待児の心のケアを図る。

ケアワーカーが虐待に対する理解を深め、被虐待児への生活の中でのケアについて研鑽を積んでいく。対応に苦慮するケースには、日常的にカンファレンスを行い子どもの理解を共有し、職員間の連携を図りチームとして対応していきたい。

#### エ 職業指導、リービングケア及びアフターケアの強化

職業人を施設に招き交流を図ることで、就労の喜びや厳しさを学ぶとともに自己の適性を知ることで進路選択の一助としたい。

リービングケアについてはユースアフターケア協同組合が行う自立支援研修に積極的に参加するとともに、高齢児合宿を実施し、自立に向けての意識の涵養に努めたい。

アフターケアについては、OB会を開催するなどして退所者の現況の把握につとめたい。また、本園にアフターケアの窓口の設置をはじめ、施設退所後の就労を含む生活状況を見守り必要に応じた支援を行うことで、職場への定着を図り社会的自立を促す。

#### オ 学習指導の充実

個々の学力に応じた教材等で個別の指導を心がける。小学生に対しては「公文式教育」の徹底を図りたい。公文式については、学力の向上だけではなく、学習習慣や学習態度の確立の面からも積極的に取り組んでいきたい。

また、SBIの支援のもと英語教育に取り組んでいるが、今後も継続していく。

#### カ 施設養護におけるソーシャルワーク機能の充実

児童家庭支援センターの設置に伴い施設のソーシャルワーク機能の一層の充実に努めたい。親子関係の再構築や施設退所後のアフターケア等、家族へのアプローチがこれまで以上に求められている。そのため、家庭介入のあり方、関係機関との連携などに関するスキルアップが目指したい。

#### キ 里親委託の推進

里親支援専門相談員が配置され里親の開拓および委託の促進が求められている。今年度は定例で「里親の日」を設け、里親希望者や未委託里親の養育体験の場としたい。

### (3) 行事

本園への支援の輪が年々大きくなっているが、支援者が養徳園を訪れる機会は少ない。地域の方々及び支援者との交流を目的に行ってきた小運動会も、参加者が増えるにつれ、園庭→喜連川体育館→氏家体育館と、会場を変えてきた。「地域交流」の趣旨を踏まえて、行事を思い切って見直していきたい。

以下は、28年度の主な行事である。

## 全体行事

月	行 事	月	行 事
4月	交通指導	5月	幼児遠足、感謝の日 <sup>※1</sup>
6月	感謝の日 <sup>※1</sup>	7月	七夕、奉仕作業
8月	プール、一泊旅行（富士山）	9月	感謝の日 <sup>※1</sup>
10月	里親交流事業、感謝の日 <sup>※1</sup>	11月	七五三、創立記念日
12月	非常時総合訓練、奉仕作業、クリスマス会（感謝の日）	1月	カレンダー製作
2月	高齢児合宿、感謝の日 <sup>※1</sup>	3月	ひなまつり <sup>※2</sup> 、送別会、同窓会

※1 第4金曜日を感謝の日とし、地域の方々及び支援者を招待し食事会を開く。

※2 つるし雛の制作を年間を通して行う。一般公開する。

## ユニット行事

季節の行事（花見、GW、プール、月見、正月）

## 平成28年度係り分担

4月	交通指導（加藤準、滝澤）
5月	五月人形・こいのぼり（広報委員会）、幼児遠足（南部、薄井、伊藤、万年）
7月	七夕（加藤ま、薄井、小口）、奉仕作業（環境美化委員会）
8月	プール（各ユニット）、富士山（運営会議+ユニットリーダー）
10月	里親交流事業（赤羽、片桐、橋本繁、福田寿）
11月	七五三（伊藤、万年）、創立記念日（寺澤、金澤、田島、松本）
12月	非常時総合訓練（安全管理委員会）、奉仕作業（環境美化委員会）、
1月	カレンダー製作（広報委員会）
2月	文化祭（松本、水沼、矢部、加藤準） 高齢児合宿（内山、森、及川、築井、人見、菅原、福澤、豊岡）
3月	ひなまつり（滝澤、蓮見、松本、栗林）、送別会（平野、福澤、人見、菅原、鈴木）、同窓会（内山、加藤準、森、豊岡）
その他	感謝の日（内山、君嶋、栗林、築井、小口、加藤ま、桑原、鈴木、田島、平野）

(4) 児童及び職員の配属

(5) 宿直体制

本館は3ユニットで1名が宿直する。

分園および地域小規模は起居を共にする職員がそれぞれ月10回程度宿泊する。

分園および地域小規模の正職員のケアワーカーはすべて起居を共にする職員とする。本体施設には起居を共にする職員は配置しない。

野辺山・オアシスの宿泊要員は本体施設から応援する。

## 2 地域小規模児童養護施設「オアシスの家」及び「野辺山ホーム」の運営について

### (1) 援助環境

虐待など不適切な環境の中で生活してきたことに配慮し、担当職員が長期的に受容し手厚いケアをしていく。また、より家庭的な環境に心がけ、子どもの気持ちが安定するよう援助していく。

### (2) 生活指導

時間をかけて個々のペースに併せ、基本的な生活習慣の習得に努める。職員が手本となったり、また、子どもにどうしたらよいか考えさせたり、指導方法・内容を工夫していく。

### (3) 地域との関係

地域の自治会や育成会に加入し、地域の一員としての自覚をもって生活する。また、スポーツ少年団や公民館活動に積極的に参加する。

### (4) 行事

小規模施設の特長を生かし、子どもの状況に応じて臨機応変に適時行事を企画するようにする。行事の回数や費用が本園の実態と比較してかけ離れたものにならないよう配慮する。

### (5) 本園との関係

年少児の保育は本園で行う。また、休日の日中など職員が手薄の場合にも積極的に本園を利用するなど、本園のサポートの下、運営をしていく。

創立記念日、クリスマス会や小運動会など大きな行事は、本園と一緒にいき子供同士の交流を図る。

### (6) 職員の資質向上

日常の援助が独善的にならないよう自己研鑽に励むと共に、職員間で互いに評価しあうなど、自己の援助のあり方を省みる機会を確保する。

とりわけ子どもとの適正な距離のとり方についてスキルアップを図る必要がある。

## 平成28年度事業計画（児童家庭支援センターちゅうりっぷ）

開設2年目は、県の緊急一時保護委託や市町の子育て短期支援事業を推進し、ハイリスク家庭の居場所の確保に努めていく。また関係機関との情報共有を進めて支援に新たな社会資源を提案をするなど、ケースの見立てにおいて視野を広げ機関同士のパイプを太くする役割を果たしていく。昨年の子育て短期支援事業の契約市町は大幅に増え、今年度は新たに県の児童虐待緊急ダイヤルの委託を受けることになった。今後、各市町の要対協への参加も進んでいけば地域の要保護児童支援の拠点として関係機関との連携や協働を密にする役割が増えていくと予想される。

### 1 相談事業の推進

- ア) 電話、来所、家庭訪問等による相談事業の推進
- イ) 県児童虐待緊急ダイヤルの委託事業（夜間・休日相談体制整備事業事業委託）の開始
- ウ) 法定化の進む「子育て世代包括支援センター」のような地域の相談拠点として相談援助の質の向上と関係機関との連携を構築するきっかけ作り

### 2 養徳園本園職員との情報共有と協働

- ア) 本園職員の児童家庭支援センターへの理解と、本園職員が電話相談を行うことによる職員資質の向上
- イ) 児童虐待緊急ダイヤル対応マニュアルを基本にした勉強会の開催
- ウ) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）への理解と協力
- エ) 養徳園措置児童の居場所づくりに参画

### 3 さくら市および近隣市町との連携

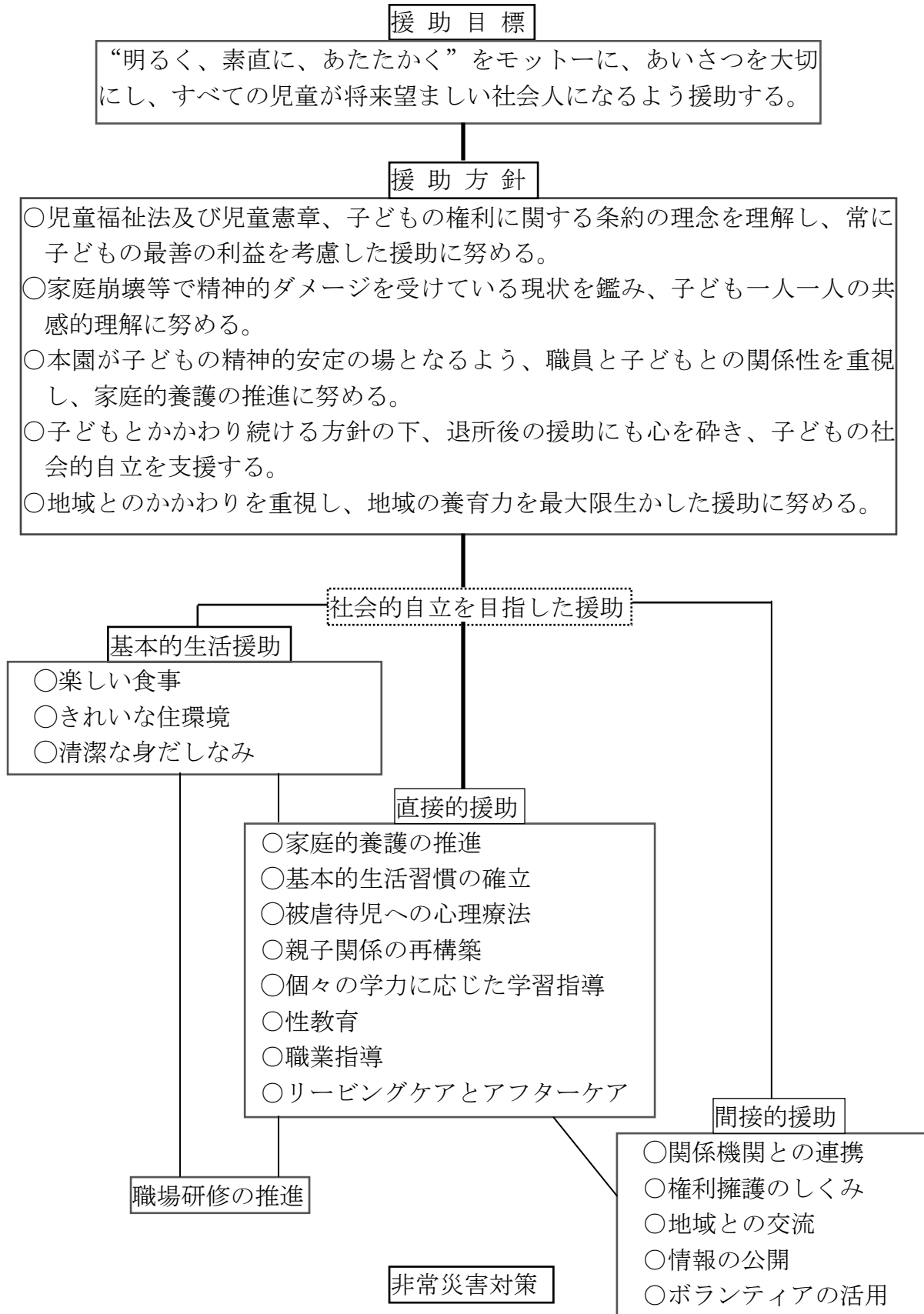
- ア) さくら市内の行政・福祉・保健・教育・医療・警察担当部署や出先機関との情報共有とケースマネジメント
- イ) 各市町の要保護児童対策地域協議会への参画とケース協働の推進
- ウ) スクールソーシャルワークセミナー（資生堂社会福祉事業財団助成事業）の開催
- エ) 生活困窮世帯の子育て支援が町づくりに連結する取り組みを提案

### 4 県子ども政策課・児童相談所との連携

- ア) 緊急一時保護委託や指導委託の推進
- イ) 児童虐待緊急ダイヤル委託事業の情報共有
- ウ) 将来的な「子育て世代包括支援センター」構築への協働

## 児童援助の構造図

H28. 4. 1



【目的】

- 1 児童養護施設職員としての各々の職種に応じた基本的知識・技能を身に付ける。
- 2 職員それぞれが個人の能力特性を生かし、高い専門性を身に付ける。
- 3 本園の職員としての資質を高める。

【研修内容】

別紙のとおり

【当面の諸課題を解決するための研修】

- ・ 生い立ちの整理と育ちアルバム（5月、7月、11月）  
担当 加藤・森・東・各ユニットリーダー（小規模、分園含む）
- ・ 性的問題への対応（10月、2月）  
担当 橋本繁、伊藤、水沼、田島、松本、福澤
- ・ リービングケア及びアフターケア（6月）  
担当 寺澤、築井、及川、内山
- ・ 学習指導（4月）  
学習指導の現状と課題、その対策公文研修  
担当 南部・小口・矢部・鈴木・平野・滝澤
- ・ ソーシャルワーク（9月、1月）  
電話相談（緊急ダイヤルへの対応）、家庭支援（事例検討）  
担当 片桐・福田寿・加藤

【別紙研修計画に関する留意事項】

- ・ 1～3の研修は、該当者は1回は受講しなければならないが、必要があれば何度受講してもよい。
- ・ 4と5は毎年すべて職員が受講すること。
- ・ 7の研修については、施設長が把握していない研修もあるので、希望があれば積極的に申出ること。ただし、研修に出してくれるかどうかは、予算、内容（業務に直接関係あるか）、本人の必要性、などによって判断する。



## 法人としての職員研修

### 1 社会福祉施設の運営 大谷

### 2 児童養護施設の職員だけのための社会的養護

総合施設長と行動を共にしてもらおう。何をするかはその都度考える。時間的には午後～夜。要は養徳園が何を目標しているかを理解するための研修。

### 3 先輩職員から伝えたいこと（3回）

- ・ 先輩ワーカー 加藤、森
- ・ 先輩ワーカー 斉藤、酒井
- ・ 先輩職員 豊岡、君嶋、臼井

### 4 権利擁護と家庭的養護 福田

### 5 中堅・若手が語る児童養護 橋本、矢部、松崎、小原澤

### 6 県養協

新任職員研修	万年、薄井、稲田、蓮見
若手研修	松本、小口
中堅職員	鈴木、平野、矢部
基幹的職員	片桐
県外派遣	小口

#### 栃養協部会

ケアワーカー	及川、寺澤
FSW	加藤
調理	船山
書記	豊岡
看護師	近江
心理	東

### 7 外部研修

関グロ職員	園長、人見、菅原
関グロ施設長	園長
全国施設長	園長
関グロ事務職員	豊岡
指導者研修（子どもの虹）	及川
SBI研修	水沼
中堅職員研修	田島
FSW研修（全養協）	加藤
相談援助に関するもの（児童家庭支援センター）	
被虐待児のケアに関するもの	
性的な問題に関するもの	
発達障害に関するもの	
学習指導に関するもの	

H28 年度 研修計画

研修内容	講師	日時	場所	ケアワーカー				施設長	栄養士 調理	書記	心理	看護	FSW	特別指導 員
				新任	~3年	~10年	10年超							
1 社会福祉施設の運営	大谷 豊岡	4/22A	氏家	○					新○	新○	新○	新○		新○
2 児童養護施設の職員の ための社会的養護	福田	年6回 偶数月 の第4 水曜日	いろいろ	○	□				○	○	○	○		○
3 先輩職員から伝えたい こと① 先輩職員から伝えたい こと② 先輩職員から伝えたい こと③	斎藤 酒井	5/11A	氏家	○					新○	新○	新○	新○		
	加藤 森	5/11P	喜連川	○					新○	新○	新○	新○		
	君嶋 白井	7/8A	喜連川	○					新○	新○	新○	新○		
4 権利擁護と家庭的養護	福田	9/12A 9/12P	氏家 喜連川	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○
5 中堅・若手が語る児童養 護（座談会）	中堅・若手 4人	1/18A 1/25P	氏家 喜連川	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○
6 新任職員研修 若手職員研修 中堅職員研修 心理職研修 県外施設研				○					新○	新○	新○	新○		新○
					○									
						○								
											○			
						△	△							

研修内容	講師	日時	場所	ケアワーカー				施設長	栄養士 調理	書記	心理	看護	FSW	特別指導 員
				新任	~3年	~10年	10年超							
7 県養職員研修				△				△	△	△	△	△	△	△
関プロ施設長								○						
全養								○						
関プロ職員				△	△	△	△		△	△	△	△	△	△
関プロ事務職員									○					
指導者研修（子どもの虹）							○							
中堅職員研修（全養）						○	○							
SBI研修						○								
集団給食従事者研修								○						
相談援助に関するもの						▲	▲						●	
心理療法に関するもの										●				
被虐待児のケアに関するもの					▲	▲	▲			●				
発達障害に関するもの				▲	▲	▲	▲			●				
性教育に関するもの						▲	▲							
学習指導に関するもの						▲	▲							●

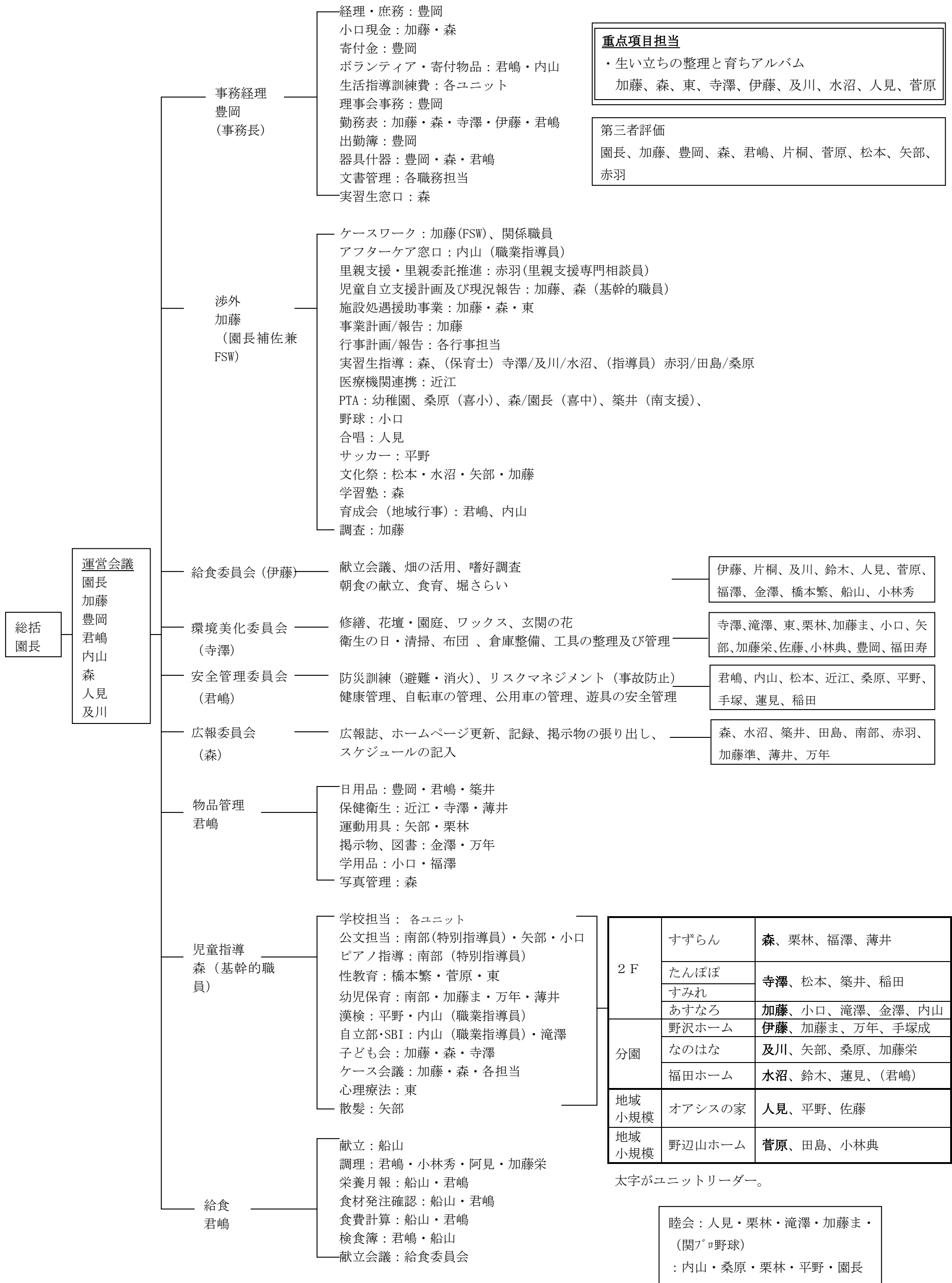
日時の A：10:00～ P：13:30～ N：19:00～ 所要時間は 90 分

○：必須、新○：新任の年に必須、△：該当する者のうちから施設長が指名

□：該当する者のうち希望者

●：施設長が必要と認めた研修、▲：施設長が必要と認めた研修に該当する者のうちから施設長が指名

職務分担組織表



平成28年度年間計画

日 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	日
1	金 辞令交付、職員会議	日	水 職員会議	金 職員会議	月 職員会議	木 職員会議、子ども会	土 喜小運動会	火 職員会議	木 職員会議、子ども会	日 新年会	水 職員会議	水 職員会議	1
2	土	月 職員会議	木 子ども会	土	火	金	日 避難訓練	水	金 喜中総合学習発表会	月	木 子ども会	木 子ども会	2
3	日	火 楽しみ会	金	日 七夕 避難訓練	水	土	月	木 子ども会	土 総合訓練、避難訓練	火	金	金 ひな祭り	3
4	月 交通指導、幼稚園入園式	水	土	月	木 子ども会	日	火	金	日	水	土 文化祭(未定)	土	4
5	火 避難訓練	木 子ども会	日 避難訓練	火	金	月	水	土 七五三	月	木	日	日 避難訓練	5
6	水 文皇基大入学式、子ども会	金	月	水	土	火	木 子ども会	日 避難訓練	火	金	月	月 県立高校入試	6
7	木 矢中央入学式	土	火	木 子ども会	日 避難訓練	水	金 ケース会議、1学期終業式	月	水	土 冬季休業最終日、子ども会	火	火	7
8	金 始業式 ケース会議	日 避難訓練	水 ケース会議	金 ケース会議、法人内研修	月 ケース会議	木 ケース会議	土 秋休み	火 ケース会議	木 ケース会議	日 ケース会議	水 ケース会議	水 ケース会議	8
9	土	月 ケース会議	木	土	火	金	日	水	金	月 避難訓練 カレンダー製作	木	木 喜中卒業式	9
10	日 衛生の日	火	金	日	水	土	月 里親交流会	木	土	火 成人式	金	金	10
11	月 喜中入学式	水 法人内研修	土 喜中運動会	月	木	日 避難訓練	火 2学期始業式	金	日	水	土	土	11
12	火 喜小入学式	木	日 衛生の日	火	金	月 法人内研修	水	土 こぶし祭 喜小学習発表会	月	木	日 衛生の日、避難訓練	日 衛生の日	12
13	水 法人顔合	金 幼児遠足	月	水	土	火	木	日 衛生の日	火	金	月	月	13
14	木	土	火	木	日	水	金 ケース会議・献立会議	月	水	土 ケース会議・献立会議	火	火	14
15	金 ケース・献立会議	日 衛生の日	水 ケース会議・献立会議	金 ケース会議・献立会議	月	木 ケース会議・献立会議	土	火 ケース会議・献立会議	木 ケース会議・献立会議	日	水 ケース会議・献立会議	水 ケース会議・献立会議	15
16	土 喜中PTA	月 ケース会議・献立会議	木	土 衛生の日(奉仕作業)	火	金	日 衛生の日	水	金	月	木	木	16
17	日	火	金	日	水 ケース会議・献立会議 喜中登校日	土	月	木	土	火	金	金 喜小卒業式	17
18	月	水	土	月 海の日	木	日 衛生の日	火	金	日 衛生の日(奉仕作業)	水 衛生の日、法人内研修	土 高齢児合宿	土	18
19	火	木	日	火	金	月	水	土	月	木	日	日	19
20	水	金 感謝の日	月	水 ケース会議	土 富士山	火	木	日	火	金	月	月	20
21	木 ケース会議	土	火	木 夏季休業開始	日	水	金 ケース会議	月	水	土	火	火	21
22	金 法人内研修	日	水 ケース会議	金	月	木 ケース会議	土	火 ケース会議	木	日 ケース会議	水 ケース会議	水	22
23	土	月 ケース会議	木	土 天王祭	火	金 感謝の日	日	水	金 クリスマス会	月	木	木	23
24	日	火	金 感謝の日	日	水 ↓	土	月	木	土	火	金 感謝の日	金 修了式	24
25	月	水	土	月	木	日	火	金	日	水 法人内研修	土	土 送別会	25
26	火 運営会議	木	日	火	金 夏季休業最終日	月	水	土 創立記念日	月 冬季休業開始	木	日	日	26
27	水 職員会議	金	月	水	土	火	木	日	火	金	月	月	27
28	木	土 南支校運動会	火	木	日	水	金 感謝の日、運営会議	月	水 運営会議	土 運営会議	火 運営会議	火	28
29	金	日 三楽園対抗戦	水 運営会議	金 運営会議	月 運営会議	木 運営会議	土	火 運営会議	木 職員会議	日		水 運営会議	29
30	土	月 運営会議	木	土	火	金 職員会議	日	水	金	月		木	30
31		火		日	水		月		土	火		金	31

平成28年度

# 事業計画書

社会福祉法人 養徳園

氏家養護園

# 養徳器成

「徳を養い器成す」これが本園における養育の根本にある理念である。

徳とは何か。養徳園の創設者である野沢益治は、子どもにもわかるように「明るく、素直に、温かく」とおっしゃっていた。子ども一人ひとりの権利擁護に努め、明るい心、素直な心、温かい心を育てることで、人格の涵養に努め、ひいては望ましい社会人として社会に送り出していくこと。これが野沢益治が目指したものであった。

## 援助目標

“明るく、素直に、あたたかく”をモットーに、あいさつを大切にし、すべての児童が将来望ましい社会人になるよう援助する。

## 援助の基本方針

- 一 児童福祉法及び児童憲章、子どもの権利に関する条約の理念を理解し、常に子どもの最善の利益を考慮した援助に努める。
- 一 家庭崩壊等で精神的ダメージを受けている現状を鑑み、子ども一人一人の共感的理解に努める。
- 一 本園が子どもの精神的安定の場となるよう、職員と子どもとの関係性を重視し、家庭的養護の推進に努める。
- 一 子どもとかかわり続ける方針の下、退所後の援助にも心を砕き、子どもの社会的自立を支援する。
- 一 地域とのかかわりを重視し、地域の養育力を最大限生かした援助に努める。

## 職員に求められること

求められる人間性		
<p>子どもと共に生活することによって、児童の生命を守り人権を擁護する強い決意とともに、『人間の尊厳』を願って、自らも専門職業人として成長して生きていく態度を持ち、ひいてはひとりの人間として人格の陶冶を目指すこと。</p>		
求められる資質		
<p>○子どもの立場に立った物事の考え方ができること。          ○職員のチームワークを前向きに深め、その中で自分の専門性を発揮しようとする事。          ○施設の特色を把握し、その特色を上手く活用し、限られた予算の範囲内で可能な限り子どもにとって最高のサービスができるよう、積極的に努力すること。</p>		
求められる職員像		
経験年数	勤務態度	能力（専門性）
3年目まで	就業規則を遵守し職務に励むとともに、職務分担表にある係分担を先輩職員の助言を求めながら確実に遂行することができる。	児童養護施設の目的及び本園の援助方針を理解して児童への援助を適切に行なうことができる。(児童への接し方に愛情と温かさが感じられるか。)
5年目	職場における自己の役割を理解し、他の職員と協力して責任をもって職務を遂行することができるとともに、会議などで自分の意見をはっきりと述べることができる。	児童と信頼関係を築いていくための資質と技能を身につけているとともに、育児、保育、教育、心理、グループワーク、相談援助など児童の援助に関わる分野で、必要最小限の知識を身につけている。(被虐待児など関係形成の難しい児童に対して場に応じた対処ができるか。保護者に対しても指導助言を行なうことができるか。)
10年目	率先して職務を遂行し、かつ、施設全体の職務の遂行状況を把握して若手職員を補助することができるとともに、行事等の企画立案では創造性を発揮することができる。	経験と知識に基づき児童を客観的に理解し適切な支援プランを作成することができるとともに、若手職員へも適切な指導助言を行なうことができる。(ケース会議等では専門的見地から積極的に発言し、各児童の自立支援計画の策定に関与しているか。日常の援助場面で他の職員から相談を受けているか。)
20年目	他の職員の模範となるよう職務を遂行することとともに、他の職員への指導助言を適切に行なうことができるなど、他の職員から信頼されている。	育児、保育、教育、心理、グループワーク、相談援助など児童の援助に関わる分野のいずれかで高度の専門的知識技能を有し、それを処遇に生かすとともに、他の職員にも伝えていくことで職場全体のレベルアップに寄与しているか。



## 児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のために

### 【10の基本原則】

1. 入所児童の人格の尊厳を尊重し、子どもの権利擁護と養育に努める（権利擁護）
2. 入所児童の育ちの拠点として、子どもの成長、発達する権利を保障する（成長の保障）
3. 入所児童の一人ひとりの個性を尊重し、子どもの悩みや相談、そして願いや要求に真摯に向き合い、子どもの主体的な意思や自己決定の過程を支援する（主体性の尊重）
4. 入所児童のプライバシーを守り、子どもとの信頼関係を醸成することや、子どもたちの良好な人間関係を築く（信頼関係）
5. 入所児童が安心し、安全・安定した生活の営みを得られるように援助・支援をはかるとともに、施設における生活環境づくりに努める（安定した生活）
6. 入所児童に対する体罰や不適切な関わりは人権侵害であり、いかなる理由があれ、許さない（人権侵害の否定）
7. 児童養護施設の事件、事故については、リスクマネジメントの観点から、その発生予防を第一義とし、事件等の発生時においては、迅速かつ適切に対応する（発生の予防と対応）
8. 児童養護施設においては、常に施設全体での法令遵守と倫理意識の高揚に努めるとともに、職員が倫理観を確立させ、人間的な成長と研鑽に努めるよう働きかけていく（倫理観の確立）
9. 児童養護施設が子どもの権利擁護の拠点であるとの使命と役割を認識し、職員が子ども一人ひとりに適切な援助・支援、対応が行われているか、常に点検と職員間の十分な連携をはかるとともに、職員が援助・支援の方法と技術を習得するよう、働きかけていく（点検と研鑽）
10. 保護者をはじめ、児童相談所など関係機関や専門職、地域住民やボランティアなどと連携協力し、地域社会からも信頼され、地域とともに歩む施設運営に努める（地域社会との連携）

## 【人権の尊重に基づく行動規範】

1. 法人・施設の役員および職員は、子どもに対していかなる理由があっても、体罰や不適切な関わりは一切行わない
2. 法人・施設の役員および職員は、子どもに対して人格を傷つけ、否定するような態度や差別的な言動をとらない
3. 法人・施設の役員および職員は、子どもの人格を尊重した呼称を基本とし、子どもの訴えなどに対して無視、放置や威圧的な態度をとらない
4. 法人・施設の役員および職員は、子どものプライバシーの保護をはかるとともに、個人情報了他に漏らしてはならない
5. 法人・施設の役員および職員は、子どもへの当該施設職員等による体罰や不適切な関わり等の事実があった場合は、これを明らかにするとともに、役職員側に非がある場合は真に謝罪する

### 全国児童養護施設協議会 倫理綱領

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国児童養護施設協議会

#### 原 則

児童養護施設に携わるすべての役員・職員(以下、『私たち』という。)は、日本国憲法、世界人権宣言、国連・子どもの権利に関する条約、児童憲章、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉施設最低基準にかかげられた理念と定めを遵守します。

すべての子どもを、人種、性別、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、保護者の社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重します。

#### 使 命

私たちは、入所してきた子どもたちが、安全に安心した生活を営むことができるよう、子どもの生命と人権を守り、育む責務があります。

私たちは、子どもの意思を尊重しつつ、子どもの成長と発達を育み、自己実現と自立のために継続的な援助を保障する養育をおこない、子どもの最善の利益の実現をめざします。

## 倫理綱領

### 1. 私たちは、子どもの利益を最優先した養育をおこないます

一人ひとりの子どもの最善の利益を優先に考え、24時間365日の生活をとおして、子どもの自己実現と自立のために、専門性をもった養育を展開します。

### 2. 私たちは、子どもの理解と受容、信頼関係を大切にします

自らの思いこみや偏見をなくし、子どもをあるがままに受けとめ、一人ひとりの子どもとその個性を理解し、意見を尊重しながら、子どもとの信頼関係を大切にします。

### 3. 私たちは、子どもの自己決定と主体性の尊重につとめます

子どもが自己の見解を表明し、子ども自身が選択し、意思決定できる機会を保障し、支援します。また、子どもに必要な情報は適切に提供し、説明責任をはたします。

### 4. 私たちは、子どもと家族との関係を大切にした支援をおこないます

関係機関・団体と協働し、家族との関係調整のための支援をおこない、子どもと、子どもにとってかけがえのない家族を、継続してささえます。

### 5. 私たちは、子どものプライバシーの尊重と秘密を保持します

子どもの安全安心な生活を守るために、一人ひとりのプライバシーを尊重し、秘密の保持につとめます。

### 6. 私たちは、子どもへの差別・虐待を許さず、権利侵害の防止につとめます

いかなる理由の差別・虐待・人権侵害も決して許さず、子どもたちの基本的人権と権利を擁護します。

### 7. 私たちは、最良の養育実践を行うために専門性の向上をはかります

自らの人間性を高め、最良の養育実践をおこなうために、常に自己研鑽につとめ、養育と専門性の向上をはかります。

### 8. 私たちは、関係機関や地域と連携し、子どもを育みます

児童相談所や学校、医療機関などの関係機関や、近隣住民・ボランティアなどと連携し、子どもを育みます。

### 9. 私たちは、地域福祉への積極的な参加と協働につとめます

施設のもつ専門知識と技術を活かし、地域社会に協力することで、子育て支援につとめます。

### 10. 私たちは、常に施設環境および運営の改善向上につとめます

子どもの健康および発達のための施設環境をととのえ、施設運営に責任をもち、児童養護施設が高い公共性と専門性を有していることを常に自覚し、社会に対して、施設の説明責任にもとづく情報公開と、健全で公正、かつ活力ある施設運営につとめます。

2010年5月17日 制定

## 法人としての取り組み（中長期的目標）

平成28年4月

### 1 施設養護の充実

次のように家庭的養護の推進、里親委託の推進、併せてアフターケアの充実を目指していく。

	養徳園	氏家養護園
2 5 年 度	定員減 50名→45名 完全ユニット化 小規模グループケア 6か所 (本館4か所、分園2か所) 地域小規模グループケア 2か所  里親支援専門相談員 (24年度配置)  職業指導員の配置	定員 40名 小規模グループケア 2か所 地域小規模児童養護施設 2か所  里親支援専門相談員の配置
2 7 年 度 ま で	定員減 45名→40名 児童家庭支援センターの設置 (27年4月) 分園型小規模グループケア 3か所 (本館3か所、分園3か所) (27年6月)	職業指導員の配置 (27年4月)
2 9 年 度 ま で		完全ユニット化 小規模グループケア 6か所 (本館4か所、分園2か所) (地域小規模1か所を分園に転化)
将 来 的 に	乳児院の新設 ファミリーホームの設置または設置支援	ファミリーホームの設置または設置支援

## 2 児童家庭支援センターの設置

養育不全家庭が増えている。親子分離が図られないまま不適切な養育を受けている子どもが増え続けている。こうしたハイリスク家庭に対して実効性のある養育支援が求められている。地域におけるハイリスク家庭への支援、併せて施設から家庭へ戻った後のフォローを行うために、児童家庭支援センターの設置が求められている。

養徳園では、27年4月に児童家庭支援センターの設立するが、当面は地域の関係機関及び児相との連携のあり方を模索していくことになるだろう。近隣市町の要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）との連携にはもっとも力を入れなければならない。

## 3 乳児院の設置

近年、乳児院が飽和状態である。行政からも県北地区に乳児院の設置を望む声がある。定員20名規模の乳児院の設置を目指したい。養徳園本館内に設置する児童家庭支援センターは、最終的には乳児院内に設置することが望ましい。

乳児院設置には課題も多く、今後の検討課題としたい。

## 4 ファミリーホームの設立又はその支援

完全ユニット化のためには、1施設につきファミリーホーム2か所の設立又はその支援が義務付けられている。平成26年1月、養徳園の元職員の石川浩子保育士（養育里親）が養徳園の支援によりファミリーホーム「はなの家」（宇都宮市上戸祭）を設立したが、将来的にはあと3か所のファミリーホームの設立または支援をしていなければならない。

ファミリーホームに意欲のある里親や施設職員の発掘、そして養成に努めていきたい。

## 5 里親養育の支援

里親のためのサロンの開設

ファミリーホーム「はなの家」にて2ヶ月毎にサロンを開設し、委託里親の養育相談及び未委託里親への支援を行う。

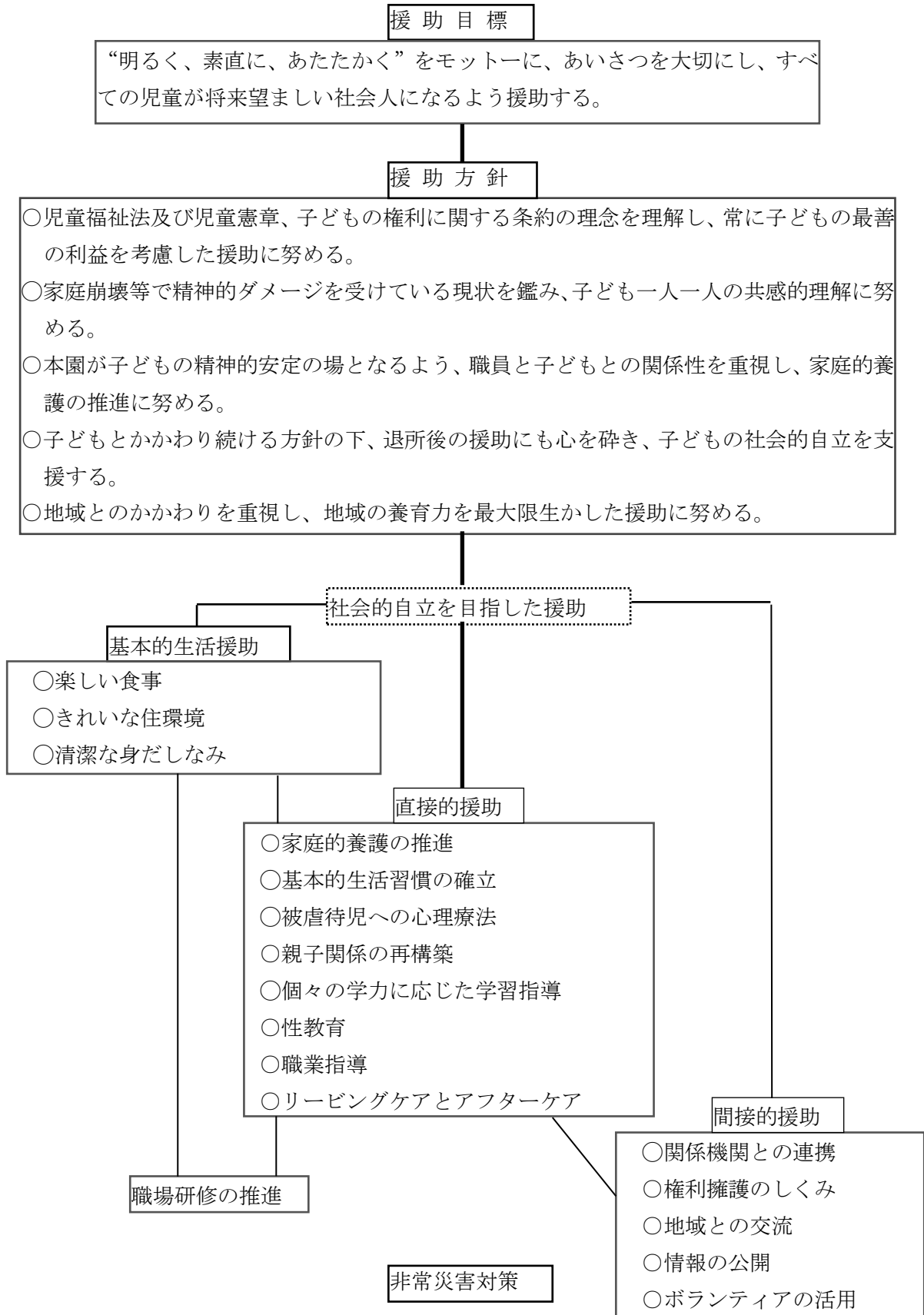
養徳園にて毎月里親の日を設け、養育体験の一助とする。

## 6 第三者評価の受審

養徳園が受審予定

# 児童援助の構造図

H28. 4. 1



法人としての職員研修

- 1 社会福祉施設の運営 大谷
- 2 児童養護施設の職員だけのための社会的養護 県が行う新任研修に代える
- 3 児童養護施設の職員だけのための社会的養護内容 県が行う新任研修に代える
- 4 先輩職員から伝えたいこと (3回)
  - ・ 先輩ワーカー 加藤、酒井
  - ・ 先輩ワーカー 斉藤、森
  - ・ 先輩職員 豊岡、君嶋、臼井

- 5 権利擁護と家庭的養護 福田
- 6 中堅・若手が語る児童養護 橋本、矢部、松崎、小原澤

7 県養協

新任職員研修	松田、大音、竹村
若手研修	神谷
中堅職員	岡田、亀山
基幹的職員	大谷 (典)
県外派遣	関

栃養協部会	
施設長	大谷
ケアワーカー	岩崎、松崎
FSW	斎藤
調理	臼井
書記	鈴木・大谷
看護師	山形
心理	竹村
個別対応	高橋

8 外部研修

- |         |        |
|---------|--------|
| 関プロ職員   | 小原澤、岩崎 |
| 関プロ施設長  | 園長     |
| 全国施設長   | 園長     |
| 関プロ事務職員 | 鈴木     |
- 指導者研修 (子どもの虹) 阿部、坂本  
SBI研修 小室  
中堅職員研修 関  
FSW研修 (全養協) 斎藤
- 被虐待児のケアに関するもの  
性的な問題に関するもの  
発達障害に関するもの  
学習指導に関するもの

# I 児童養護施設 氏家養護園

## 1 児童養護施設氏家養護園の運営について

### (1) 全体方針

氏家養護園も民間移管以来10年目を迎える。国から示された児童養護施設運営指針にも基づき「何気ない日々の生活の営み」の積み重ねを大切にしながら、より丁寧なケアの継続に努め、「家庭的養護」を推進していきたい。

また我々は社会的養護に携わることへの誇りと自信を持って、職員一丸となって「子どもの最善の利益」を目指して尽力していきたい。

### (2) 処遇援助について

「家庭的養護」の推進とは、単に養育の形を家庭的にすればよいというわけではない。日々の生活の営みを通して子どもと職員との信頼関係を構築していくことが大切である。真に「家庭的」とはどのようなことなのかを模索しながらケアにあたっていきたい。

また10年という節目を迎えるにあたって、氏家養護園OB会を設立し子ども同士のつながり、アフターケア等の一助となるようなかたち作りを進めていきたい。

## 2 各種会議の充実

組織化の確立と同時に職員の意見を広く吸い上げるために下記のような会議を設けることとする。

- ① 職員会議…毎月1回第一火曜日午前に全職員対象
- ② 運営会議…園長・統括主任・主任・地域小規模リーダー
- ③ 全体ケース会議…毎月1回第三火曜日午前に全職員対象
- ④ 代表者会議…毎月1回第四火曜日の午後に園長、事務、主任、小規模責任者対象
- ⑤ ユニット会議…毎月2回第2・第4火曜日に各ユニット職員が中心（その他必要に応じて回数・参加者はその都度決める）
- ⑥ 各種支援グループ会議…毎月1回第3火曜日の午後に各グループごとに
- ⑦ 職員自主研修…毎月1回第2火曜日の午後に任意参加
- ⑧ 食育会議…毎月1回第1火曜日の午後

## 3 各種支援グループの充実

- ① 生活支援グループ ◎小原澤、○岩崎、松崎、松田、雫

◇ 基本的な生活習慣と社会的マナーを身につけられる

◇ 自分で考えて行動することができる

園で生活する児童一人一人が思いやりの気持ちを持ち、他の児に迷惑をかけず主体性のある行動をし、日々安心して過ごすことのできる生活づくりができるよう支援していく。また職員は児童が自主的に意見を述べる機会を摘んでしまうことのないよう、児童と共に生活する中で“子どもの気持ちが汲めるよう”心がける。



### 衣服について

- ・洗濯された衣類と使用した衣類の分別ができ、清潔感を保てる。
- ・体調管理に合わせ、時期にあった服装選びができる。
- ・場面に応じた服装選びができる。
- ・衣類の紛失がなく自己管理ができる。
- ・洗濯済の衣類を整理し、自分の収納スペースにしまうことができる。

### 入浴について

- ・入浴は決められた時間内に済ませ、節約に努める。
- ・入浴中の時間に配慮するなど状況にあわせた行動ができる。
- ・体をよく洗ってから湯船に入り、湯船のお湯をきれいに使うことができる。
- ・清潔を保つことができる。

### 私物の管理について

- ・私物について責任を持ち管理することができる。
- ・他者に危害を加えかねない物の使用について、使う場をよく考え自己判断ができる。
- ・私物を個人で管理しきれない場合、職員との話し合いの上管理することができる。
- ・私物に限らず、資源を大切にす気持ちをもつことができる。

### 居室／共有スペースの使い方について

- ・整理整頓を心がけ、きれいな状態を保つことができる。
- ・汚れやほこりがたまっている場所があれば、積極的に掃除しようとする気持ちを持つ。
- ・自分以外の居室に無断で出入りすることのないよう心がけられる。
- ・共有資源（電気、ガス、水道など）を使用する際、節約を心がける。

## ② 学習支援グループ 各ユニット毎

- ◇ 勉強する習慣を身につける
- ◇ 基礎学力をつける

「心の居場所」としての学校と同様に「心の拠り所」としての施設を具現化していく方法の一つとして、また年齢相応の精神的・身体的発達を促し、社会的にも自立した児童の育成を図る観点から学習支援を考える。

## I 支援内容

- ・決められた時間に行う。
- ・自ら進んで取り組めるよう支援する。
- ・自分で解こうとする力を身につける。
- ・各種教材を上手に利用する。
- ・学習の進み具合を把握し適切な支援を行う。
- ・学習の基礎となる生活体験を豊かにする。(行事支援と協力して行う)

## Ⅱ 学齢別支援

### 《小学生》

- ・場所… 各ユニットごとに学習する。
- ・時間… 下校後は連絡帳、プリントを出す→宿題をする→自主プリントをする→添削、直し→ハンコをもらうという流れで行う。
- ・教材… 各学年で国語、算数のワークや教材などを用意し、それぞれの子どもに合わせて能力別に配布する。  
緩急をつけて無理のないようにする。
- ・対応… 幼児もいるので職員間の連携をバランスよく対応する。  
特に水曜日は一斉下校のため十分に配慮を要す。
- ・その他… ランドセルをテーブルに置いたまま学習しない。  
子どもたちが自分の用事がわかるようにスケジュールボードを設置する。  
翌日の準備は前日に行う。  
頑張り表を提示し、児童のやる気の向上を目指す  
ユニットや居室に九九表やアルファベット表を掲示し意識を高める。

### 《中学生》

- ・すべての子どもが高校に進学できることを目標とする。
- ・学習ボランティアの有効活用…担当制にし個別に対応する。
- ・進研ゼミ、学習塾…希望者については学習能力や現状に照らし合わせて検討する。

### 《高校生》

- ・中途退学がなくすべての子どもが無事卒業できることを目標とする。
- ・基本的には自己管理において進級に支障のないよう努力する。
- ・さらに意欲のある子どもに対しては、短大・大学等への進学も視野に入れ、目標をもって高校生活の充実が図れるよう支援していく。

### ③ 余暇支援グループ ◎高橋○迫田、坂本、小室、大音、岡田

◇子どもたち一人一人が日々の生活の中で、意欲と生きる喜びを育むため

に、日常的な遊びから行事まで、集団と個々のニーズに配慮し、支援・援助を行う。

◇特別指導員を中心に野外活動を積極的に取り入れる。

#### 支援の留意点

- ・計画の段階から子どもたちの意見をよく聴き、自主性・積極性を養う。
- ・早期に計画を始めることで、行事への期待感を持たせ、積極的に参加する環境を作る。
- ・子どもたち一人一人の健康状態に留意し、楽しく過ごせるよう、また器具・用具の安全確認に努め、事故の未然防止に配慮する。
- ・余暇活動・遊びには職員も積極的に参加し、ともに遊び・ともに楽しむ中から健全な遊びを教え、関係性を深め、情緒の安定をはかる。

#### 支援内容

##### (1) 日常的なもの

- ・園庭でのサッカー・野球などの球技、室内での将棋・ボードゲーム・幼児玩具などの遊びができるような環境を整える。
- ・備品の充実、職員の配置などに留意し、子どもたちの遊びの選択の幅を広げる。

##### (2) 継続的なもの

- ・グループワークの原則を踏まえ、スポーツ・文化の両分野で計画的・継続的なプログラムを提供する。
- ・絵画展・文化祭に向けての作品作り、演技の練習を年間を通して取り組む。

##### (3) 行事

- ・年間行事予定に基づき計画・実施する。

#### ④ 子ども会議グループ ◎石川○神谷、関、竹村、亀山、八木澤

◇集団生活において、子どもの要望や意見が日常の生活の中で反映しにくい状況もあるので、子どもたちの意見を最大限に反映させるために、“施設だからできない”のではなく“施設でもできる”という観点に立って子どもたちの意見に耳を傾け、子どもを主体とした施設運営を目指していく。行事の内容や日常生活の改善点など子どもたちと一緒に考え、子どもたちが自分たちの生活に参画しているという意識を持たせ、子ども主体の生活を目指す。

#### 意義

- ・大切な権利の一つである、意見表明権を使える機会となる。
- ・施設としては、子どもの不平・不満・苦情はもとより、注文、要望を把握しやすい。
- ・年少者も平等に発言権を持つため、年長者の日常の言動の独走を阻む事が

できる。

- ・子ども個々の意見は反映されにくいとしても、集合すれば強力な意見となる。
- ・子どもたちの意見が反映されることの中で決めたことなら、「やらされている」「押し付けられている」という感覚は少ない。
- ・個々に浸透・説得が難しい案件でも、子どもたちの納得が得られれば、「子どもたちの意見」となって、意欲的な協力が期待できる。
- ・行事の成否には、子ども会の協力が欠かせない。

### 留意点

- ・子どもたちからの意見を吸い上げる際、自由に議論していると過大な要求や実現困難な希望が出やすくなる。そのため、議題とする焦点は、定めておいたほうがよい。
- ・ある程度の人数が集まると、影響力のある子の意見に誘導的または振り回されやすいそのため意見を述べるときは、一人ずつ発言してもらおうと場も落ち着く。
- ・話し合いの場での発言は、責任をもって発言することが大切。場の雰囲気ですでふざけてしまう子もいるため、職員がその意見をその都度確認してあげるとまとまりやすい。また話し合いで決まったことは、責任をもってみんなでき取り組んでもらう。
- ・自分勝手な意見やわがままを言う場でないことを認識してもらおう。しかし子どもの話を聞いてあげることが大切なので、不満がある子どもには別枠で時間を作ってあげるとよい。

### 内容

〈子ども会議のすすめ方〉

- ・子どもが主体となって話し合ってもらえることが目標です。はじめは食事の場面など比較的子どもたちみんなが団らんしていただける（落ち着いていられる）時間に、普段の会話のようなかたちで行ってみる。
- ・子ども主体であると当然過度の要求や自分本位な意見が出やすいものです。園として職員会議等に諮り、そのうえで返答しなければならないこともあることを理解してもらおう。
- ・子どもたちから出された意見・要望等は、翌月の職員会議で協議し、返答、決定していく。

⑤食育・給食支援グループ ◎加藤○臼井、酒井、小野、大谷（典）、竹石、山形

◇食べることの必要性を学ぶ

◇年中行事の際の食べ物の伝統を学ぶ

◇自分たちの手で野菜などを作り、そのたいへんさ、大切さを学ぶ

◇工場見学などを通してその出来上がるまでの工程を学び大切に作る心を養う

◇自分たちの手で作る楽しさを学ぶ

## I 行事食

- 4月 誕生会・お花見バーベキュー・入学祝
- 5月 誕生会・バーベキュー
- 6月 誕生会
- 7月 誕生会・七夕・土用の丑
- 8月 誕生会・キャンプバーベキュー、魚つかみ（炉端焼き）
- 9月 誕生会・十五夜・十三夜・彼岸（おはぎ）
- 10月 誕生会・運動会
- 11月 誕生会・七五三・冬至
- 12月 誕生会・クリスマス会・餅つき
- 1月 誕生会・おせち料理・七草粥
- 2月 誕生会・節分・初午（しもつかれ）・バレンタインデー
- 3月 誕生会・卒業を祝う会・ひなまつり・ホワイトデー・彼岸（ぼたもち）

## II 食育

- 4月 野菜作り（種まき）
- 5月 食器作り（益子焼体験）
- 6月 お菓子作り
- 7月 野菜収穫
- 8月 スイカ割り・流しそうめん
- 9月 パン作り
- 10月 餃子作り
- 11月 スイートポテト作り
- 12月 アップルパイ作り
- 1月 料理講習（主に高校3年生）
- 2月 バレンタインチョコ作り
- 3月 ホワイトデーカップケーキ作り

◇月1回セルフサンドウィッチ（朝食時）

◇年度末には卒園生を対象に料理講習

## 食事について

### I 食前

- ・食前に手を洗える
- ・ぬれた手で着衣を拭かず、タオル等で拭くことができる。

### II 食事中

- ・食事中に足を遊ばせることなく、椅子に正しく座ってられる。
- ・一般的に「ご飯は左手」「お箸は右手」と知識として知ることができる。
- ・正しくお箸を持つことができる。
- ・おかずを偏食なく食すことができ、よく噛んで食べることができる。
- ・片手食べやテーブルに肘をつけて食べないよう心がける。
- ・無用な出歩きや食事中的遊びはせず、迷惑をかけることのないよう心がける。
- ・“食す”ことの大切さ、作ってくれた人への感謝の気持ちが持てる。

### Ⅲ食後

- ・食器を片づけ、自分で出したゴミは自分で片付けることができる。
- ・こぼした物を拾い、テーブルの上を台布巾で拭くことができる。

### Ⅳ食育について

- ・食すだけでなく、食事を作る楽しさ・重要性、食材のできるまでの経過、食器など目で見る楽しさ等を学ぶ。

### Ⅴ偏食のある児童について／その他

- ・一口でも食べることができる。
- ・アレルギー等をもつ児童については、調理・配膳時に職員側が配慮する。

## 4 地域小規模児童養護施設「みやこ家」及び「琴平の家」の運営について

### 処遇援助について

高校生のみの在籍のため、生活の概ねは自主性を尊重し近い将来の自立を目指して、自分で考え行動できるような支援体制を主と考えることとする。しかしながら、なかなか先行きを見通すことができにくい児童もいるため、個々に応じた支援体制を検討し、構築していくものとする。

具体的には、高校卒業、運転免許証を取得し社会に出ていけるよう支援することを第一の目標とする。また子どもたちが自分の将来に希望を持って、勉学に励めるよう大学・短期大学等への進学についてもできる限りの支援をしていきたい。

リービングケアからアフターケアにつなげるため、とちぎユースアフターケア事業協同組合の主催する各種勉強会等に積極的な参加を促すとともに、将来自分たちが自立した際、後輩たちにアドバイスができるような大人になることを目指せるよう支援していく。

H28 年度 研修計画

研修内容	講師	日時	場所	ケアワーカー				施設長	栄養士 調理	書記	心理	看護	FSW	特別指導 員
				新任	～3年	～10年	10年超							
1 社会福祉施設の運営	大谷 豊岡	4/22A	氏家	○					新○	新○	新○	新○		新○
2 児童養護施設の職員の ための社会的養護	福田	年6回 偶数月 の第4 水曜日	いろいろ	○	□				○	○	○	○		○
3 先輩職員から伝えたい こと① 先輩職員から伝えたい こと② 先輩職員から伝えたい こと③	斎藤 酒井	5/11A	氏家	○					新○	新○	新○	新○		
	加藤 森	5/11P	喜連川	○					新○	新○	新○	新○		
	君嶋 白井	7/8A	喜連川	○					新○	新○	新○	新○		
4 権利擁護と家庭的養護	福田	9/12A 9/12P	氏家 喜連川	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○
5 中堅・若手が語る児童養 護（座談会）	中堅・若手 4人	1/18A 1/25P	氏家 喜連川	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○
6 新任職員研修 若手職員研修 中堅職員研修 心理職研修 県外施設研				○					新○	新○	新○	新○		新○
					○									
						○								
											○			
						△	△							

研修内容	講師	日時	場所	ケアワーカー				施設長	栄養士 調理	書記	心理	看護	FSW	特別指導 員
				新任	~3年	~10年	10年超							
7 県養職員研修				△				△	△	△	△	△	△	△
関プロ施設長								○						
全養								○						
関プロ職員				△	△	△	△		△	△	△	△	△	△
関プロ事務職員									○					
指導者研修（子どもの虹）							○							
中堅職員研修（全養）						○	○							
SBI研修						○								
集団給食従事者研修								○						
相談援助に関するもの						▲	▲						●	
心理療法に関するもの										●				
被虐待児のケアに関するもの					▲	▲	▲			●				
発達障害に関するもの				▲	▲	▲	▲			●				
性教育に関するもの						▲	▲							
学習指導に関するもの						▲	▲							●

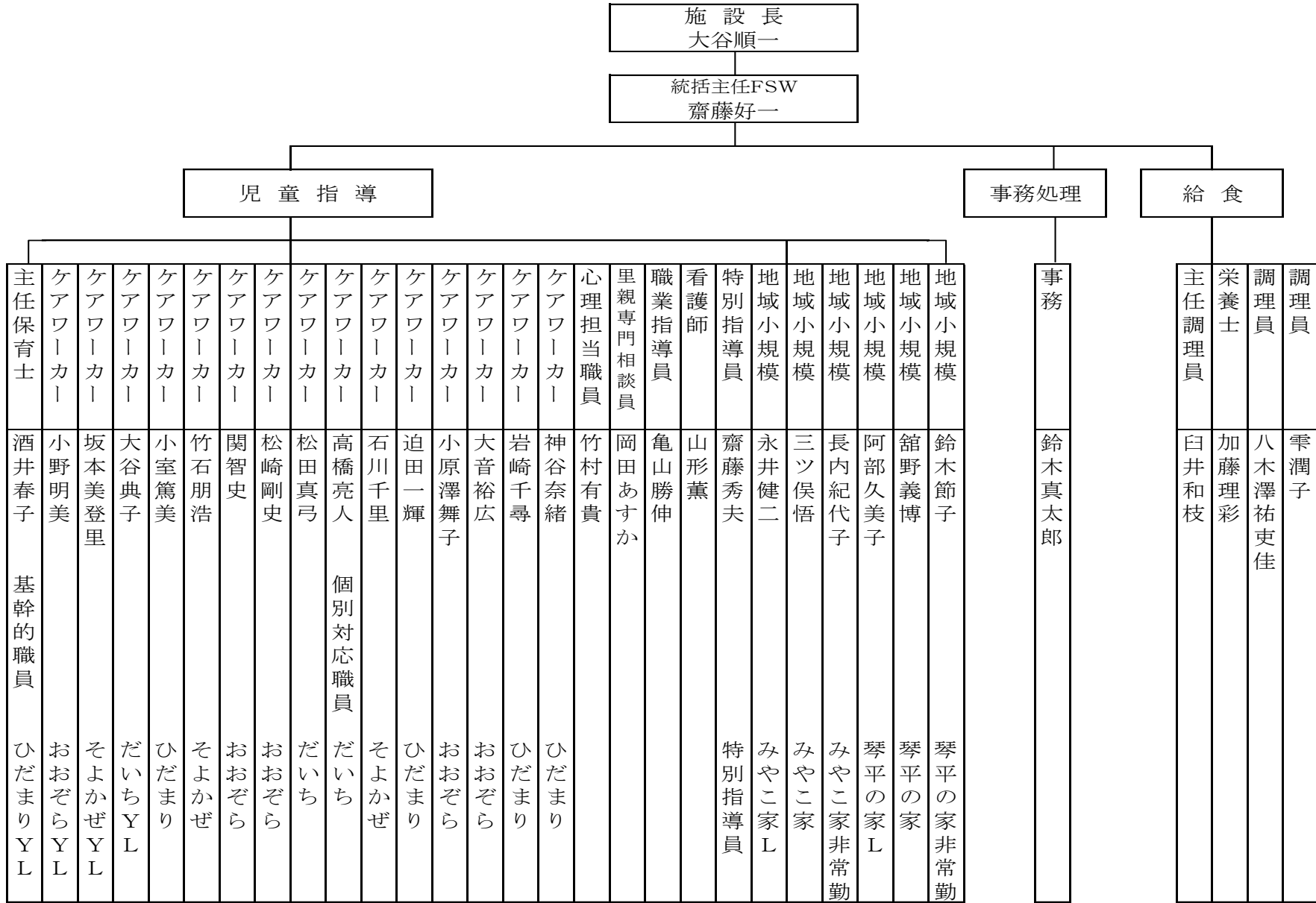
日時の A：10:00～ P：13:30～ N：19:00～ 所要時間は 90 分

○：必須、新○：新任の年に必須、△：該当する者のうちから施設長が指名

□：該当する者のうち希望者

●：施設長が必要と認めた研修、▲：施設長が必要と認めた研修に該当する者のうちから施設長が指名





氏家養護園職務分担表

園長	施設の運営・管理に関する全般、人事並びに給与に関する事項、会計責任及び印鑑保管に関する事項
事務	経理に関する全般、預金通帳・小口現金保管に関する事項、共同募金配分申請に関する事項、重要文書の保管に関する事項、補助金申請に関する事項、人事・給与に関する補助業務事項、建物・設備の整備管理に関する事項、事業計画・予算並びに事業報告・決算及び財務諸表作成に関する事項、庶務に関する全般、措置費の請求に関する事項、児童の入、退所に関する事務事項、職員の厚生に関する事項、職員の採用・退職に関する事項、事務用物品の出納・保管に関する事項、職員の勤務状況の記録・整理に関する事項、有給・特別休暇に関する事項
基幹的職員	施設の運営・管理に関して園長を補佐すること、職員の指導に関すること、児童の生活支援・保育・学習指導に関する全体的な指導
指導員・保育士・看護師・セラピスト・保育士補助・管理宿直等職員・調理員等職員	児童の生活支援・保育・学習指導に関する全般、園内外の生活環境の保全に関する事項、災害防止並びに避難訓練に関する事項、学用品・運動用具・遊具等の整備に関する事項、学校及び地域社会との連絡・調整・協力に関する事項、在園児経過報告に関する事項、児童の入院・通院に関する事項、児童の健康管理に関する事項、各種会議に関する事項、その他養護上必要と認める事項
家庭支援専門相談員	家庭調整に関する事項、児童相談所等関係機関との連絡調整に関する事項
里親支援専門相談員	里親調整に関する事項、児童相談所、里親連合会等関係機関との連絡調整に関する事項
職業指導員	就職及び就職準備等に関する事項、アフターケア等に関する事項、児童の自立のための支援全般
栄養士	献立表・栄養記録・報告に関する事項、志向調査・献立会議に関する事項、食材料の発注・保管・受払に関する事項、調理実務指導に関する事項、食器、調理器具、調理室及び園内外の衛生管理に関する事項、調理用物品の保管に関する事項、調理室の火気取扱に関する事項、その他養護業務の補助に関する事項
調理員	調理業務に関する全般、食器・調理器具及び園内外の衛生管理に関する事項、食材料の保管・受払に関する事項、その他養護業務の補助に関する事項
特別指導員	スポーツ及びレクリエーション、その他養護業務上必要と認める事項

## 業務分担表（平成28年度）

### 1. 管理部門

統括主任…齋藤 基幹的職員…酒井 文書…鈴木（真）・齋藤・酒井 勤務表…齋藤 出勤簿…鈴木（真） 備品…鈴木（真） 小口現金…酒井・齋藤 寄付金…鈴木（真） 鍵保管…鈴木（真） 自動車…ボクシー：迫田、タント：関、ステップワゴン：松崎、ノア：亀山 自転車…松崎・竹石 ケース記録…各担当 写真…小原澤・神谷 保険証、受診券…山形・各担当 理髪…ユニットごと 消防設備…亀山 非常通報…亀山 貯水槽…鈴木（真） 施設警備…亀山 電気設備…齋藤 医薬品…山形 病原菌検査…加藤 食費弁償…加藤 検食簿…加藤 保健関係…山形 事務用消耗品…岡田、鈴木（真） 電気保安…齋藤 器具什器…臼井・雫 日用品…岩崎・小原澤・松田 調理用消耗品…加藤 衛生材料…山形 寝具…岩崎・松崎 運動用具…関・大音 学用品…石川・竹村 保育用教材、図書、幼児遊具…小室・小原澤 クリーニング…ユニットごと 会議議事録保管…鈴木（真） 寄付物品及び礼状…岡田・加藤

### 2. 関係機関

統括主任…齋藤 基幹的職員…酒井 各ユニットリーダー…おおぞら小野、だいち大谷（典）、ひだまり酒井、そよかぜ坂本、みやこ家永井、琴平の家阿部、子ども政策課…鈴木（真） 社協…亀山 児相…齋藤、酒井、各担当 幼稚園…幼児担当 特別支援学校等…各担当 小学校…関・迫田 中学校…大谷（典）・石川 高校…各担当 健康福祉センター…加藤 里親関係…岡田 実習生受入れ…酒井（県内短大）、坂本（県外短大）、岡田（大学） 勝山子ども育成会…高橋（亮）竹石 ボランティア受入れ…（一般）岡田（学習）石川 嘱託医…看護師 広報誌…岡田、神谷、竹村

### 3. 処遇関係

基幹的職員（統括）…齋藤 入所児童受け入れ…酒井、齋藤、各担当 退所児童手続き…齋藤、亀山、各担当 職業指導・退所事後指導…齋藤、亀山・各担当 自立支援計画…齋藤、酒井、各担当 巡回相談…酒井 施設処遇援助事業…大谷（典） 就職支度金、進学支度金等…鈴木（真） 研修…坂本 職員会議…齋藤 ケース会議…酒井 余暇支援G…◎高橋○迫田、坂本、小室、岡田、大音 食育、給食会議G…◎加藤、○臼井、酒井、大谷（典）、竹石、小野、山形 子ども会議G…◎石川○関、神谷、竹村、亀山、八木澤 生活支援G…◎小原澤、○岩崎、松崎、松田、雫 家庭支援調整…齋藤、岡田 施設調査…鈴木（真） 嗜好、残食調査…加藤、臼井 食育…加藤、臼井 性教育…山形・酒井 環境・整備…松崎、竹石、迫田、大音 厨房整備…臼井、八木澤 病児支援・予防接種…山形 避難訓練…亀山、関

4. 事業立案、計画、報告

事業計画、報告…鈴木（真） 行事立案…高橋（亮）、迫田、坂本、小室、岡田、大音

5. 各種担当

家庭支援専門相談員…齋藤 里親支援専門相談員…岡田 職業指導員…亀山 小規模グループケア…大谷（典）、坂本 個別対応…高橋（亮）、 心理療法…竹村 特別指導員…齋藤（秀）

平成28年度年間行事計画書

(避難訓練は、月1回。誕生会は個人の誕生日に合わせてユニットで行う。)

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1	金 辞令交付	日	水	金 関プロ静岡	月	木	土	火	木	日 元日初詣	水	水
2	土	月	木	土	火	金	日	水	金	月 振替休日	木	木
3	日	火 那須ハイ	金	日	水	土	月	木 文化の日	土	火	金	金 ひな祭り
4	月	水 みどりの日	土	月	木	日	火	金	日	水	土	土
5	火 県北キャラバン	木 ふれあい祭り	日	火	金	月	水	土	月	木	日	日
6	水	金	月	水	土	火	木	日	火	金	月	月
7	木 氏中入学式	土	火	木 七夕	日	水	金	月	水	土	火	火
8	金 南小入学式	日	水	金 法人研修	月	木	土	火	木	日	水	水
9	土	月	木	土	火	金	日	水	金	月 成人の日	木	木
10	日	火	金	日	水	土	月 体育の日	木	土	火	金	金
11	月	水 法人研修	土	月	木	日	火	金	日	水	土 建国記念の日	土
12	火	木	日	火	金	月 法人研修	水	土	月	木	日	日
13	水	金	月	水	土	火	木 関プロ野球	日	火	金	月	月 卒業を祝う会
14	木	土	火	木	日	水	金 関プロ野球	月	水	土	火	火
15	金	日	水	金	月	木	土	火 全養東京	木	日	水	水
16	土	月	木	土	火	金	日	水 全養東京	金	月	木	も
17	日	火	金	日	水	土	月	木 全養東京	土	火	金	金
18	月	水	土	月 海の日	木	日	火	金	日	水 法人研修	土	土
19	火	木	日	火	金	月 敬老の日	水	土	月	木	日	日
20	水 法人顔合わせ	金	月	水	土	火	木	日	火	金	月	月 春分の日
21	木	土	火	木	日	水	金	月	水	土	火	火
22	金 法人研修	日	水 法人研修	金	月	木 秋分の日	土	火	木	日	水	水
23	土	月	木	土	火	金	日	水 勤労感謝の日	金 クリスマス会	月	木	も
24	日	火	金	日	水 法人研修?	土	月	木	土	火	金	金
25	月	水	土	月	木	日	火	金	日	水	土	土
26	火	木	日	火	金	月	水 法人研修	土	月	木	日	日
27	水 法人研修	金	月	水	土	火	木	日	火	金	月	月
28	木	土	火	木	日	水	金	月	水 法人研修?もちつき	土	火	火
29	金 昭和の日	日	水	金	月	木	土	火	木	日		水
30	土	月	木 関プロ静岡	土	火	金 十五夜	日	水	金	月		木
31		火		日	水		月		土	火		金
	お花見	グループ活動	グループ活動	プール	小学生キャンプ	社会体験	グループ活動	七五三		グループ活動	雪山体験	
		南那須特支運動会	法人小運動会	子どもみこし	中学生旅行			社会体験行事			スキー・スノボ	
			氏中運動会	幼児キャンプ	高校生旅行							



平成26年度法人役職員名簿

養徳園

職	名前	備考
1 園長	福田雅章	総合施設長
2 園長補佐	加藤準一	FSW兼務
3 事務長	豊岡昭子	
4 主任指導員	oumi sayoko	
5 主任保育士	森恵美子	
6 保育士	人見幸代	オアシス
7 FSW	片桐洋史	
8 保育士	福田美幸	
9 保育士	菅原淳子	野辺山
10 保育士	郡司智恵子	なのほな
11 保育士	寺澤往子	
12 保育士	伊藤節子	
13 指導員	和田尚子	
14 保育士	水沼弥生	
15 指導員	鈴木則子	
16 指導員	田島翔太郎	
17 指導員	竹石朋浩	野辺山
18 保育士	平野雅人	オアシス
19 保育士	松本晴紀	起居
20 指導員	矢部昭仁	起居
21 指導員	滝澤いずみ	
22 指導員	築井 望	起居
23 指導員	桑原亮太	なのほな
24 保育士	栗林秀平	起居
25 保育士	加藤まりん	
26 指導員	小森百合子	
27 ケアワーカー補	見目睦美	野辺山
28 ケアワーカー補	佐藤菊枝	オアシス
29 ケアワーカー補	加藤栄子	なのほな
30 ケアワーカー補	薄井真弓	
31 セラピスト	東 瑞恵	
32 里親支援	赤羽朋子	
33 看護師	近江佐代子	
34 特別指導員	南部京子	
35 職業指導員	合田恵子	
36 栄養士	船山光子	
37 主任調理員	君嶋則子	
38 調理員	小堀彰子	
39 臨時職員	小川由美子	研修担当
40 高齢者	橋本トシイ	
41 臨時職員	清家桃香	
42 嘱託医	花塚和伸	

氏家養護園

職	名前	備考
1 園長	大谷順一	
2 統括主任	齊藤好一	FSW兼務
3 主任保育士	酒井春子	
4 保育士	阿部久美子	琴平の家
5 保育士	小野明美	
6 保育士	坂本美登里	
7 指導員	館野義博	琴平の家
8 指導員	永井健二	みやこ家
9 保育士	大谷典子	
10 保育士	小室篤美	
11 保育士	三ツ俣悟	みやこ家
12 保育士	関 智史	
13 指導員	松崎剛史	
14 保育士	高橋亮人	
15 指導員	石川千里	
16 保育士	高橋 恵	
17 保育士	迫田一輝	
18 保育士	小原澤舞子	
19 保育士	岡本誉示子	
20 保育士	鈴木節子	
21 保育士	岩崎千尋	
22 ケアワーカー補	本田広美	琴平の家
23 ケアワーカー補	長内紀代子	みやこ家
24 ケアワーカー補	大木直保美	
25 書記	鈴木真太郎	
26 セラピスト	橋本繁明	
27 里親支援	岡田あすか	
28 看護師		
29 栄養士	加藤理彩	
30 主任調理員	臼井和枝	
31 調理員	亀山勝伸	
32 調理員	八木澤祐吏佳	
33 特別指導員	齊藤秀雄	
34 高齢者	滝口アイ子	
35 高齢者	加藤孝子	
36 嘱託医	中津川昌利	

法人役員

役名	名前	備考
理事長	野沢浩尉	
理事	野沢則子	職務代理者
理事	福田雅章	総合施設長
理事	大島 得	
理事	田野達雄	
理事	川原富士男	
監事	鈴木秀和	
監事	栗橋清行	
評議員	福田和正	
評議員	大谷順一	
評議員	鷹栖律子	
評議員	鈴木稔夫	
評議員	小堀 泉	
評議員	服部和雅	
評議員	浅野重勝	

理事は評議員を兼務する